

税理士による措置法差額シミュレーション

措置法差額は、歯科医院を経営されている先生方にとっては、非常に有益な制度です、既に、この制度については詳しい先生もいらっしゃるかと思います。ただ、金額の取り方により、より多くの税的特典を受けることができることはご存知でしょうか。改めて、ご自身の申告での措置法差額計算方法を見直してみると、新たな発見があるかもしれません。

措置法差額とは？

所得税は、基本的に、収入から経費を差し引いて計算します。

ここにいう経費ですが、通常であれば、収入を得るために直接要した(支払った)金額となります。

しかしながら、**社会保険診療報酬が5千万円以下**である先生であれば、租税特別措置法第26条の規定により、実際に支払った金額とは関係なく、実際に支払った金額とは関係なく、この法律に定める金額を費用として計上することができます。概算で経費を計算することができることなるのです。

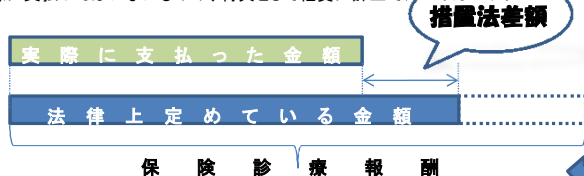
なお平成26年以降については、上記の判定に加え

社会保険診療報酬と自由診療報酬等の合計額が7千万円以下でない適用がございませんのでご注意ください。

もちろん、実際に経費として現金を支払った金額により経費を計上することも可能です。いずれか有利な方(金額の大きい方)を選択して経費として計上することができます。(※両方を取ることはできません。)

この場合において、「法律に定めている金額」の方が多いときに、「措置法差額」を取ることになります。

すなわち「措置法差額」とは、「法律上定めている金額」と「実際に支払った金額」との間の差であり、実際に支払ってはいないものの、特典として経費に計上できる部分です。



「法律上定めている金額」は、以下の保険診療報酬の区分に応じて、それぞれに定める率を乗じて計算した金額となります。

| | |
|-------------------|-----|
| 2,500万円以下 | 72% |
| 2,500万円超3,000万円以下 | 70% |
| 3,000万円超4,000万円以下 | 62% |
| 4,000万円超5,000万円以下 | 57% |

社会保険診療報酬に左表の割合を乗じて計算します。

措置法差額を計算してみましょう!!!

「平成〇〇年分所得税青色申告決算書(一般)」

「平成〇〇年分所得税青色申告決算書(一般)付表<医師及び歯科医師用>」

This is a screenshot of the main tax return form for doctors and dentists. It contains various sections for reporting income, expenses, and tax payments. The form is titled '平成〇〇年分所得税青色申告決算書(一般)'. It includes fields for the taxpayer's name, address, and other personal information, as well as detailed tables for reporting income and expenses.

This is a screenshot of the supplementary table for doctors and dentists. It is titled '平成〇〇年分所得税! 青色申告付表 (一般用) 付表<医師及び歯科医師用>'. It contains a table for reporting income and expenses, with a section for '自由診療の収入等' (Income from free medical services) which is circled in red in the original image. The table has columns for '収入金額の内訳' (Breakdown of income amount) and '自由診療割合' (Free medical service ratio).

資料はご用意できましたか?
 それでは、実際に数字を入れて、計算してみましょう!!

まずは「平成〇〇年分所得税青色申告決算書(一般)付表<医師及び歯科医師用>」をご用意ください。
 以下の**赤丸部分**、「社会保険診療報酬の合計点数⑤」と「自由診療の収入等 ⑥」の数字を
 それぞれ計算シートの に入力してみましょう。

| 1. 収入金額の内訳 | | 2. 自由診療割合 | |
|-------------|------|-----------|------|
| 種別 | 収入金額 | 診療日数 | 収入金額 |
| 社会保険診療 | | | |
| ① 一般社会保険 | | | |
| ② 国民健康保険法 | | | |
| ③ 国民健康保険法 | | | |
| ④ 国民健康保険法 | | | |
| ⑤ 国民健康保険法 | | | |
| ⑥ 国民健康保険法 | | | |
| ⑦ 国民健康保険法 | | | |
| ⑧ 国民健康保険法 | | | |
| ⑨ 国民健康保険法 | | | |
| ⑩ 国民健康保険法 | | | |
| ⑪ 国民健康保険法 | | | |
| ⑫ 国民健康保険法 | | | |
| ⑬ 国民健康保険法 | | | |
| ⑭ 国民健康保険法 | | | |
| ⑮ 国民健康保険法 | | | |
| ⑯ 国民健康保険法 | | | |
| ⑰ 国民健康保険法 | | | |
| ⑱ 国民健康保険法 | | | |
| ⑲ 国民健康保険法 | | | |
| ⑳ 国民健康保険法 | | | |
| 自由診療の収入等 | | | |
| ① 一般の自由診療 | | | |
| ② 労務者労働者補償法 | | | |
| ③ 労務者労働者補償法 | | | |
| ④ 労務者労働者補償法 | | | |
| ⑤ 労務者労働者補償法 | | | |
| ⑥ 労務者労働者補償法 | | | |
| ⑦ 労務者労働者補償法 | | | |
| ⑧ 労務者労働者補償法 | | | |
| ⑨ 労務者労働者補償法 | | | |
| ⑩ 労務者労働者補償法 | | | |
| ⑪ 労務者労働者補償法 | | | |
| ⑫ 労務者労働者補償法 | | | |
| ⑬ 労務者労働者補償法 | | | |
| ⑭ 労務者労働者補償法 | | | |
| ⑮ 労務者労働者補償法 | | | |
| ⑯ 労務者労働者補償法 | | | |
| ⑰ 労務者労働者補償法 | | | |
| ⑱ 労務者労働者補償法 | | | |
| ⑲ 労務者労働者補償法 | | | |
| ⑳ 労務者労働者補償法 | | | |
| ⑳ 労務者労働者補償法 | | | |
| ㉑ 労務者労働者補償法 | | | |
| ㉒ 労務者労働者補償法 | | | |
| ㉓ 労務者労働者補償法 | | | |
| ㉔ 労務者労働者補償法 | | | |
| ㉕ 労務者労働者補償法 | | | |
| ㉖ 労務者労働者補償法 | | | |
| ㉗ 労務者労働者補償法 | | | |
| ㉘ 労務者労働者補償法 | | | |
| ㉙ 労務者労働者補償法 | | | |
| ㉚ 労務者労働者補償法 | | | |
| ㉛ 労務者労働者補償法 | | | |
| ㉜ 労務者労働者補償法 | | | |
| ㉝ 労務者労働者補償法 | | | |
| ㉞ 労務者労働者補償法 | | | |
| ㉟ 労務者労働者補償法 | | | |
| ㊱ 労務者労働者補償法 | | | |
| ㊲ 労務者労働者補償法 | | | |
| ㊳ 労務者労働者補償法 | | | |
| ㊴ 労務者労働者補償法 | | | |
| ㊵ 労務者労働者補償法 | | | |
| ㊶ 労務者労働者補償法 | | | |
| ㊷ 労務者労働者補償法 | | | |
| ㊸ 労務者労働者補償法 | | | |
| ㊹ 労務者労働者補償法 | | | |
| ㊺ 労務者労働者補償法 | | | |
| ㊻ 労務者労働者補償法 | | | |
| ㊼ 労務者労働者補償法 | | | |
| ㊽ 労務者労働者補償法 | | | |
| ㊾ 労務者労働者補償法 | | | |
| ㊿ 労務者労働者補償法 | | | |
| 総収入 | | | |

それぞれ赤丸で囲った数字を
 計算シートを使って入力して
 みてください。

以上で、収入部分の入力は終了です。

次に、経費部分の入力を行います。

「平成〇〇年分所得税青色申告決算書(一般)」をご用意ください。
 今度は、以下の青丸部分、「差引原価⑥」と「経費合計⑫」、「専従者給与⑳」の数字をそれぞれ計算シートの に入力してみましょう。

次に、青丸で囲った数字を計算シートを使って入力してみてください。

これで入力は完了です。
 計算結果が計算シート状に表示されたかと思えます。

計算結果はいかがでしたか？措置法差額は取れましたか？
 ここでの計算は、あくまで簡便的なものですので、正確な計算ではありません。
 実際に、ご覧になっている決算書の金額とも異なっていると思います。
 ただ、少なくともこれだけの数字が分かれば簡単に措置法差額の計算ができることはお分かりいただけただかと思えます。

それでは、次に、措置法差額を漏れなくとれているかを検証してみましょう。

「平成〇〇年分所得税青色申告決算書(一般)付表《医師及び歯科医師用》」裏面の金額のうち、以下の部分をご覧ください。

措置法差額を取っている場合に、材料代や技工料のように保険と自費を明確に区分できる経費があれば上の部分に数字を入れることができます。

そして... この部分に数字が入ることにより、措置法差額を増やすことができ、
税金が安くなる可能性があります！！

この計算は、材料代又は技工料の全てが明確に区分できる場合にしか適用することができません。すなわち、会計処理がしっかり行われていることで措置法差額を活用した節税が可能になるのです。

それでは実際に、以下の「自由診療分と社会保険診療分とに明確に区分できる経費の総額」及び「自由診療に係る経費の総額」にそれぞれ1年間の経費を先生の概算でよろしいので、計算シートの に数字を入れてみてください。

先ほどよりも、措置法差額として取れる金額が増えたと思います。
ここで増えた金額が節税できる可能性がある部分 なのです。

この部分の数字は、明確に区分されていることが条件なので、今、概算で計算した金額を使うことはできません。しかしながら、

明確に区別して会計処理がされているのであれば、より措置法差額を多く取ることができます。

先生のところでは、もれなく措置法差額が取れていましたか？

措置法差額を最大限活用しようとした場合、理解した上での会計処理が必要不可欠です。措置法差額の計算について見直しを行いたいと思われた先生方、ぜひご連絡ください！
少なからず、お力になれることがございます！！
まずは、措置法差額の確認をしてみましょう！！

さらに
ワンステップ上へ…

実際のところ、措置法差額の理想的な取り方は、
貴医院の将来の方向性に応じて異なってきます。

保険と自由診療の割合について、将来の相続を見据えた場合について等、各側面からの検討を加えることによって、将来を見据えた措置法差額シミュレーションをすることが有効です。

我々サイトウアソシエイツは、これら各側面から検討を加えた措置法差額シミュレーションのサービスをご提供いたします。

既に他の税理士にお願いされている先生も**措置法差額のセカンドオピニオン**としてご利用いただける内容となっております。

税理士による措置法差額
シミュレーション

50,000円
(税抜)

<ご提供サービス>

- ・ 税理士による措置法差額計算の現状検討
 - ・ 保険点数の取り方についての会計処理等のアドバイス
 - ・ 窓口差額の計上方法についてのアドバイス
- など



まずは、現状の会計処理について、先生にとってより有利なる方法がないかをご検討いたします。



さらに
ワンステップ上へ…

- ・ 保険診療と自由診療の割合について
 - ・ 青色専従者給与適用の有利不利について（相続も念頭に置いて）
- など



その上で、先生の将来を見据えた検討を加えて、措置法差額という側面からアドバイスさせていただきます。

※ これらのサービスは、レポートとしてご提供させていただきます。

いかがでしたでしょうか？

私達サイトウアソシエイツでは、より措置法差額を活用した申告業務を提供します。
まずはご連絡下さい。

TEL:03-3727-6111 FAX:03-3720-3207
サイトからのお問い合わせはこちらから